

## 令和3年度 新型コロナウイルス感染症の拡大による学校給食費の還付等について

みだしのことについては、2学期にお配りした文書の通りとなりますが下記が還付対象となりますのでご確認をお願いいたします。

尚、下記以外の理由での欠食（欠席又は自粛）は会計規程に順守した対応となりますので、必ず欠食（欠席又は自宅待機）する期間を学校担当者までご連絡ください。ご連絡のない場合は給食の停止ができませんので還付対象外となります。また、欠食（欠席又は自宅待機）期間内に登校する場合は給食の提供を停止している為、給食の提供が出来ませんのでご理解くださるようお願いいたします。

### 【 新型コロナウイルス感染症による還付対象 】

- ・ 児童生徒の感染
- ・ 濃厚接触による欠食（自宅待機）期間
- ・ コロナによる学校、学年又は学級閉鎖になった場合の閉鎖による欠食（自宅待機）する児童生徒を対象に、閉鎖された期間

給食担当：仲元